

ご意見・ご質問への回答一覧表【北野田区タウンミーティング】

〔日 時〕平成30年11月22日
19:00～20:30

〔場 所〕野 田 集 会 所
〔参加人数〕39名

NO	ご意見・ご質問内容	回答内容(今後の対応及びその理由など)		担当課 (連絡先)
1	区の役員のなり手が少ないという問題を解決するために、市内の自治区の事務処理を一括して行う連合会を、市で創設することはできないか。	その他	ご提案は、課題解決の手段の一つとなると思われますが、各自治区によって考え方や方針が違うこともあるため、まずは区長会にて意見集約していただきますようお願いいたします。	総務課 (089-964-4400)
2	タウンミーティングについて、今後も回数を重ねて実施して行ってほしい。	その他	行政区別タウンミーティングは市内35行政区のうち、これまでに15行政区で開催していますが、可能であれば全行政区で開催をしたいと考えています。また、開催要望のある地区がございましたら、2巡目の開催も検討したいと考えています。今後も、ご要望いただければ、喜んで開催させていただき、「市民一人ひとりの声を大切にするまちづくり」を進めてまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。	企画政策課 (089-964-4473)

NO	ご意見・ご質問内容	回答内容(今後の対応及びその理由など)		担当課 (連絡先)
3	<p>アートヴィレッジとうおんとは、市民とどのような関わりがあるのか。市はどのように携わっているのか。 また、シアターNESTなどの「NEST」はどのような意味があるのか。</p>	<p>その他</p>	<p>現在、今後の人口減少への対応策として、都市部などからの移住者の呼び込みに力を入れています。東温市は非常に住みやすいまちとの評価をいただいておりますが、県外の方にはあまり知られていません。このため、まずは東温市の魅力を全国に発信し、東温市の事を知ってもらい、訪れてもらい、楽しんでもらうという、交流人口を増やす必要があります。そこで着目したのが、オリジナル作品を年間通して上演する、日本でも珍しい常設劇場「坊っちゃん劇場」が、東温市にはあるということです。この劇場と協力して、文化芸術を核とした多様性と創造性にあふれるまちづくりを進めたいというのが、アートヴィレッジとうおん構想の趣旨となっています。</p> <p>全国の様々な文化芸術に携わる方々に、それぞれ得意のスキルを活かして市民を喜ばせると共に自分達の活躍の場も広げていただくということで、現在、5名のアーティスト人材に地域おこし協力隊として移住してもらっています。また、クールスモールの2階には東温アートヴィレッジセンターという施設もできています。広く市民の皆さんにご利用いただける施設ですので、ぜひ一度足を運んでいただきたいと考えています。</p> <p>この施設の愛称として用いている「NEST」は、「Next Entertainment Stage Toon」を略したものです。</p> <p>市だけではこの構想は進められないので、産学官民の立場から移住・定住を推進する「東温市移住定住促進協議会」や、坊っちゃん劇場と協働して事業を進めています。</p>	<p>企画政策課 (089-964-4473)</p>
4	<p>広報に市民からの投稿を掲載するページを設けることで、広報を読むきっかけになるのではないかと。</p>	<p>対応済</p>	<p>平成31年1月号から、「ええやろ！地元じまん～みなさんの投稿お待ちしております～」というコーナーを新設し、投稿記事(16ページ目)を掲載しています。投稿を希望される方は、総務課広報担当まで、メールまたは電話にてお問合せください。積極的なご利用をお待ちしています。</p>	<p>総務課 (089-964-4400)</p>

NO	ご意見・ご質問内容	回答内容(今後の対応及びその理由など)		担当課 (連絡先)
5	維持管理をしやすくするため、無縁墓地を統合して「北野田縁者之墓」を建立したいと考えているが、その費用にコミュニティ施設整備事業補助金を活用することはできないか。 また、無縁墓の改廃手続き方法について、指導してもらえないか。	対応困難	コミュニティ施設整備事業補助金の対象経費とならないため、地元管理組合で対応していただきますようお願いいたします。	総務課 (089-964-4400)
		その他	墓地を改葬する場合、市町村長の改葬許可が必要となりますので、所定の手続きを行っていただくこととなります。 手続きでは、官報への掲載、墓地への立札の掲示など1年以上の期間が必要なため、早急に事務手続きが進むこととはなりません、事前に環境保全課までご相談ください。	環境保全課 (089-964-4415)
6	農業、地域経済の活性化のため、市として市外、国外へ向けて実施している事業や構想にはどのようなものがあるか。	対応可 (次年度以降)	市では、東温市中小零細企業振興基本条例を制定し、中小零細企業の発展や地域経済活性化に向けて積極的に取り組んでいます。 市外で実施している事業については、中小零細企業の販路開拓・拡大を支援するため、他市町と連携し、県内外バイヤーを招聘する現地商談会や県外の店舗等において物産展等を実施しています。 また、今年度、東温市観光物産協会において、中小零細企業から募集し、東温市らしい魅力ある商品等を「SAKURA select(さくらセレクト)」と選定することとしており、この選定された商品等をメインに、来年度、都市圏において、テスト販売、商談会等を実施することとしています。 さらに、中小零細企業への側面支援として、地域の特性を活かした新たな商品、サービスに係る経費に対する「新事業・新サービス展開事業費補助金」、販路拡大を目的とした国外・県外の見本市、展示会、商談会等への出展に係る経費に対する「東温市中小零細企業販路拡大事業費補助金」がありますので、ご利用される場合は、産業創出課へご相談ください。	産業創出課 (089-964-4414)
		その他	市主導で実施している農産物の販売促進等の事業はありませんが、知事のトップセールスや市長の観光キャラバン等、県やJA等と連携し、国内外へ向けてもPRを行いたいと思います。	農林振興課 (089-964-4409)

NO	ご意見・ご質問内容	回答内容(今後の対応及びその理由など)		担当課 (連絡先)
7	新たな工業団地の構想について、既に参入が決まっている企業はあるのか。企業誘致について、現時点ではどのような動きがあるのか。	その他	今年度中に募集案内を行う予定であり、現在のところ、決定していません。市としては製造業、運送業など、地域の方の雇用が増えるような企業の応募を期待しています。	都市整備課 (089-964-4412)
8	愛媛県の理学療養士協会が、県内の様々な自治体と協力して介護予防事業等を行っているが、東温市でも同様の事業ができるのではないかと。また、小児科の誘致を進めれば、さらに子育てがしやすいまちとなるのではないかと。	対応済	自立支援・介護予防を目的に、多職種協働による地域ケア個別会議の実施に向けて、現在調整しているところです。今後、愛媛県リハビリテーション専門職協会にご協力いただき、理学療法士の方に、専門的立場から、自立支援に資するケアマネジメント実践力を高めるための助言をいただく予定としています。今後も様々な事業を展開していく中で、ご協力いただきますようお願いいたします。	長寿介護課 (089-964-4408)
		対応困難	安心して子育てをするため、小児医療の確保は重要ですが、小児科の誘致については、「愛媛県地域保健医療計画」に基づいて、広域的な対策が進められており、対応困難と考えます。 市内には、小児科が2か所、他科と併せて標榜している小児科が1か所、高度専門医療を行う医療機関等が3か所あり、県下では恵まれた医療環境と言えます。しかし、小児科を標榜する医療機関の減少は東温市においても重要な課題と捉えています。 小児医療の確保については、休日・夜間の救急医療体制が整備されており、これを維持していくための取組が重要と考え、関係機関と連携して取り組んでいます。 また、子育て期の保護者の仕事と子育ての両立のため「病後児保育」等を整備しています。	健康推進課 (089-966-2191)
9	高齢化率が低いにもかかわらず、介護保険料が高いのはなぜか。	その他	介護保険料は、3年ごとに、介護給付費や介護認定率等を見込み算出しています。東温市の介護保険料が高い要因としては、要介護認定率が高いこと、また各種の介護施設、医療機関が充実しており、スムーズに介護サービスが利用できる環境にあることが考えられます。	長寿介護課 (089-964-4408)

NO	ご意見・ご質問内容	回答内容(今後の対応及びその理由など)		担当課 (連絡先)
10	川内地区の産業廃棄物処理施設は、どのようなものを処理しているのか。それに対して、市として指導・監督・検査はできるのか。 また、施設の見学は可能か。	対応済	<p>当該施設では、可燃物の高温焼却、PCB(ポリ塩化ビフェニル)や汚染土壌の処理などを行っています。また、コンクリートアスファルト殻、建設残土など可能なものはリサイクルし、リサイクルができないものは、5層構造の遮水材を敷き詰め、地下浸透防止対策が施された処分場などで埋立を行っています。埋立場からの浸出水はすべて敷地内で回収し、水処理施設を通してきれいな水に変え、場内焼却施設の冷却水などに再利用しています。</p> <p>産業廃棄物処理施設に対する指導・監督・検査は、権限のある愛媛県が行うこととなりますが、市としても公害等に関する市民からの苦情の受付窓口として、対応しています。</p> <p>今後も、適正な廃棄物処理はもとより、生活環境への影響が発生するおそれがある場合は、住民不安等を生じさせないよう、県と情報共有、連携しながら適正に指導してまいります。</p> <p>施設の見学については、事業所へ連絡いただければ対応可能と伺っています。</p>	環境保全課 (089-964-4415)

※タウンミーティングでのご意見等のうち、特定の個人または団体等の誹謗、中傷、営利に関わる内容や市政に関係のない内容については、掲載しておりません。